

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
1	質問	調達仕様書（案）	4	1	6	図3	1	移行作業は本調達の範囲外であり、移行方式は機器併設との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を確認するため、ご掲示願います。	\N1/\N2移行完了までの対応作業も含めて、本調達の範囲となります。 \N1/\N2の移行方式は仕様書のとおりです。それ以外は機器併設となります。
2	質問	調達仕様書（案）	7	4	1	-	1	「当庁のサポートの下」のサポートとは、貴庁が主体となって対応する必要のある調整等を想定すればよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	法務省と接続先及び回線サービス事業者との工事日程等の調整に当たり、デジタル庁が主体となって対応する必要のある調整等のサポートを行うことを想定しています。
3	質問	O1_調達仕様書（案）	6	4	1	(1)	1	ネットワーク構築作業のかっこ内に「回線敷設」の記載がありますが、P3の図2の表記では回線引込の項目はすべてグレーアウトレット、調達範囲外と読みとれます。ここで記載のある回線敷設とは何をさしてしていますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	各拠点のネットワークを構築するためのケーブル敷設を含みます。
4	質問	O1_調達仕様書（案）	6	4	4.1		1	【仕様書上の記載】 「接続先となる環境省の各拠点との調整（接続先や接続方式等の技術的な要件）は当庁にて実施するが、ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については当庁のサポートの下、受注者が接続先及び回線サービス事業者との調整を実施すること。調整状況については、閲覧資料を確認すること。」 【質問】 ネットワーク構築に係る工事日程等の調整については「関連事業者間の施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、配線、配管等の回線敷設に必要となる図面作成、現場調査や立ち合い、接続先や回線事業者への工事内容の説明」等、回線敷設にあたって必要となる調整事項も含まれている認識でよろしいでしょうか。	詳細な業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確化ではないため。	ご認識のとおりです。
5	質問	調達仕様書（案）		4	1	(1)	1	「法務省各拠点の庁舎内のネットワーク構築作業（回線敷設・機器設置を含む。）」の回線敷設は、P.4の図3で「回線引込」は調達範囲外となっていますが、フレッツ光への申込み作業及び各拠点のネットワークケーブル敷設と捉えればよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	各拠点のネットワークを構築するためのケーブル敷設を含みます。なお、フレッツ光への申込み作業は、調達仕様書本部の「(3) その他「別添資料1. 要件定義書」にて記載する作業」に含まれます。
6	質問	調達仕様書（案）	13	6	2	(13)	1	「その他に当庁との確認事項のやり取りについても、受注者にて文書に記録し、担当職員の確認を得ること。」については、課題管理表での記録、承認でよろしいでしょうか。また、この場合の承認はプロジェクト報告会のタイミングでよろしいでしょうか。	作業内容を明確にするため、ご掲示願います。	課題管理表での記録、承認で問題ございません。また、承認はプロジェクト報告会のタイミングで問題ございません。
7	質問	O1_調達仕様書（案）	12	6	2	(16)	1	工事ではなく現地調査等を行う場合は、拠点からの特段の要請がない限り、業務時間中に実施できると想定してよろしいでしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
8	質問	調達仕様書（案）	13	6	2	(16)	1	騒音、振動等が発生しない前提であれば、現地調査は業務時間に実施することは問題ないでしょうか。	作業時間帯を明確にするため、ご掲示願います。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
9	質問	調達仕様書（案）	13	6	2	(16)	1	「現地調査」を行う場合の制約条件（法務省統合情報基盤のネットワーク環境等に支障を来さないようにするための制約条件）をお教えてください。	作業内容を明確にするため、ご掲示願います。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
10	質問	O1_調達仕様書（案）	13	6	2	(19)	1	法務省各拠点の執務室と記載がありますが、執務室は法務省の職員の方がいる部屋と理解していますので、全拠点に存在するという認識でよろしいでしょうか。また、平日日中帯での作業が可能な拠点を把握されていましたら、ご教示いいただけますでしょうか。	法務省各拠点の執務室は、平日日中帯での作業が難しいと読みとれ、時間外や夜間対応での作業の場合は、費用に影響するため、法務省各拠点の執務室に該当する拠点が何拠点あるのかを事前に把握したいと思います。	一部、執務室のない拠点もございます。なお、拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
11	質問	O1_調達仕様書（案）	12	6	2	(19)	1	「サーバ室等執務室外の場合は業務日とすること」と記載がございますが、サーバ室等執務室外の立ち入り時間は、業務日の業務時間内でも業務時間外でもどちらでも可能でしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については問合資料をご確認ください。
12	質問	調達仕様書（案）	14	6	2	(24)	1	「契約履行に関する調査」とは、大規模な調査ではなく、各種作業の進捗状況や構築状況等といった契約の履行状況を随時確認することという認識でよろしいでしょうか。	必要な体制を想定し、費用を明確にするため、ご掲示願います。	大規模な調査ではなく、契約の履行状況（各種作業の進捗状況や構築状況等）について確認することを意図しております。そのため、本件記載は、デジタル庁職員から上記について随時確認する際に、対応可能な体制を確保いただきたいというものです。
13	質問	調達仕様書（案）	15	6	3	(2)	1	本項は再要件定義の要件と想定しますが、要件の調整結果によっては、別費用や別調達もあり得るかと考えてよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
14	質問	調達仕様書（案）	16	6	3	(6)②③	1	関連する事業者や個別システム所管部課及び個別システム事業者と協働する要件となっていますが、具体的にどういった協働の内容でしょうか。協力を得る上の制約はない、あるいは貴庁により調整されるかと考えてよろしいでしょうか。	費用を明確にするため、ご掲示願います。	「複数の事業者に関係する、GSSの全体に係るようなテスト（結合テスト及び総合テスト等）」及び「個別システム等の接続時の各種テスト」に関する作業が円滑に行えるよう協働いただこうことを想定しています。現時点でご提示可能な想定される具体的な制約等はございません。貴社が制約と考える想定を考慮の上、積算いただければと思いま
15	質問	O1_調達仕様書（案）	17	6	4	(1)⑦	1	「(ア)受注者は、当庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと」と記載がありますが、サポートする対象は、デジタル庁ご担当者様という認識でよろしいでしょうか。	デジタル庁ご担当者様だけでなく、現地職員様に対しても実施する場合、現地駆けつけの体制や費用を検討する必要があるため。	ご認識のとおりです。
16	質問	調達仕様書（案）	18	6	4	(1)⑦	1	「当庁の求めに応じて、技術的なサポートを行うこと」のサポートする対象は、貴庁のご担当者様という認識でよろしいでしょうか。	必要な体制を想定し、費用を明確にするため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
17	質問	調達仕様書（案）	18	6	5	(1)	1	「当庁の求めに応じ支援」とは、①～⑥の記載の事由により、GSSの見直しを検討する際の情報提供、変更によって発生する際の検討・設計・設定・試験等の支援を想定すればよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
18	質問	O1_調達仕様書（案）	22	7	1	(4)③	1	「③プロジェクトメンバ」の要件は、再委託先の事業者のメンバ（社員）を含めてよろしいでしょうか。	要員に求める資格等の適用範囲を明確にするため。	要件を満たす場合は問題ございません。
19	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧		1	1.3		2	【仕様書上の記載】 本書の適用期間は、契約日から契約満了日（令和10年9月30日）までとする。 【質問】 保守業務の適用期間について、O1_調達仕様書の想定作業スケジュールではネットワーク切替は2回に分かれており、保守開始時期を特定することができませんでした。保守開始時期は移行完了となる令和7年度7月の認識でよろしいでしょうか。	SLA適用における適切な保守体制の構築を行うため。	運用状態に入った、業務利用開始時点から保守開始となります。
20	質問	O4_別添資料2. SLA項目一覧	4	2	3	表1-4	1	セキュリティ障害の復旧時間が24時間と記載がございますが、ここにいう復旧は、別紙1要件定義書P18に記載のある暫定対策が完了した時点という認識でよろしいでしょうか。別紙1要件定義書P18に記載のある恒久対策は教育等でルールを徹底するなど、お客様の協力と理解も必要になるため、恒久対策を24時間で完了することは現実的ではないため。	仕様を明確化させるため。	SLAの復旧時間の測定条件は、別添資料2.SLA項目一覧の測定条件の記載のとおりです。
21	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	5	2	2	1	1	「当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする」と記載があり、受注者が①～⑤を実施すると読みます。しかし、調達仕様書（案）のP3の図2の表記からすると回線の調整、申込等は調達範囲外とも読み取れます。①～⑤は受注者の調達範囲という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
22	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	5	2	2.2	2.2.1	2	<p>【要件定義書上の記載】 「なお、全国網サービスの利用にあたっては、フレッツ光への申し込み作業などの、当該サービスの利用開始等に関する下図①～⑤の申し込み手続きについても本調達中で行うものとする。」</p> <p>【質問】 本調達範囲に「施工範囲整理、契約に必要な情報の収集、図面作成、現場調査立ち合い、接続先への工事内容の説明」は含まれている認識でよろしいでしょうか。</p>	詳細な業務項目記載がなく、受託事業者へ依頼する作業範囲が明確化ではないため。	ご認識のとおりです。
23	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	6	2	2	2-8	1	文中の「拠点用ネットワーク機器」「集約用ネットワーク機器」は、P4図内の「拠点ネットワーク機器」「集約ネットワーク機器」を示しているという理解でよろしいでしょうか。(別紙2の項目「拠点ネットワーク機器」も同様)	用語の解釈を明確にするため	ご認識のとおりです。
24	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	17	2	3	2	1	GSS-EP 接続拠点について、「GSSにおいては、業務用端末をはじめ、Wi-Fi 接続可能な機器はWi-Fiによる接続を優先し、有線での配線は、複合機等への配線など、特に必要な場合のみ実施する。」とあるが、有線での配線が必要な対象機器の台数を提示いただけますでしょうか。	拠点の状況が見積構載に影響するため。	本公告の問製資料をご確認ください。
25	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「汎用キーではないキーにて施錠可能なラック等に」との記載があり、これは既設のラックのキーのことをさしていると理解しています。新設するラックのキーについても、一般的な汎用キー（N200番）以外を用いるという理解でよろしいでしょうか。	仕様を明確化させるため。	ご認識のとおりです。
26	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「～の場合は、新たにラックを設置する必要がある。」と記載がございますが、調達するラックは、賃貸借対象の物品になるのでしょうか。それとも、部材(LANケーブル等)と同じ購入扱いになるのでしょうか。	調達方法に影響を与えるため。	ラックは購入となります。
27	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「庁舎の特性に応じて、庁舎管理者と協議の上～」と記載がございますが、実際の流れとしては、まずは現地の職員の方と協議して、その結果アンカー等の固定が望ましいと判断した場合に、実施の可否について庁舎管理者と協議することとなると考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。	記載内容の意図を明確にするため。	当該庁舎における施工の要否も含めた庁舎管理者との協議をお願いします。
28	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「EPS室等にラックを設置する場合は～アンカーを用いて固定する等、耐震措置を図ること。」と記載がございますが、この「EPS室等」とは、前述のEPS室・MDF室のことであり、「等」に執務室は含まれないとの認識で合っていますでしょうか。(ワイヤレイアウトの変更等に対応するため、固定しないほうがよい場所もあると想定されるため)	記載内容の意図を明確にするため。	EPS室・MDF室の他、ラックを設置する場所を含め「EPS室等」としております。
29	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	3	1	1	「アンカーを用いて固定する等、耐震措置を図ること。」と記載がございますが、この「固定する等」には、転倒防止(固定なし)も含まれるとの認識で合っていますでしょうか。(ワイヤレイアウトの変更等に対応するため、固定しないほうがよい場所もあると想定されるため)	記載内容の意図を明確にするため。	ラック設置場所の特性及び種類に応じて、適切な耐震措置をご提案ください。
30	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	3	3	1	1	「セキュリティインシデント（情報漏洩、ウィルス感染、貸与物の紛失等）が発生した際」と記載がございますが、セキュリティインシデントの検知は例の内容からして、システムでの検知ではなく、基本的にはお客様からの申告と理解しておりますが、その認識で合っていますでしょうか。（インシデント例の内容をシステムで検知するようすに、本調達のシステムで構築することは現実的に難しいと考えられるため）	調達範囲に影響を与えるため。	全てシステムで検知することを求めるはありませんが、「受注者のNW機器への不正アクセス・不正ログイン」、「受注者の保守端末によるウィルス感染、情報漏洩」、「貸与物の紛失」は受注者にて検知されるべきものと想定しております。
31	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	21	2	2.3.6.2	4	1	本調達において、「要件A～D」に記載の要件を満たす認証基盤の調達、構築は含まない認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため	ID基盤であるAzureADの構築は本調達の範囲外です。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
32	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	2.2.2	13	1	「片系拠点用ネットワーク機器に障害が発生した場合においても、提供される全国網アクセスサービスを利用できるようにする仕組みを用意」とあるが、障害が発生した拠点用ネットワーク機器からの切り替えは、自動的に実施されるようにする必要がありますでしょうか？その場合、全国網アクセスサービスの1つの回線を冗長化された両方の機器に分岐するために、スイッチ等を追加してもよいでしょうか？	要件を明確にするため	要件に応じた最適なご提案をお願いします。
33	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	24	1	L2 エクステンションの要件についてですが、2台の拠点用ネットワーク機器のうち、一方の機器や収容回線等に問題があった場合には、L2 エクステンションを用いた通信が自動で他方の機器へ切り替わり、通信を継続させる必要があると理解してますが、正しいでしょうか？認識が正しい場合には仕様化された方が良いかと存じます。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
34	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	24	1	L2 エクステンションの要件についてですが、広範囲に同セグメントのNWが広がるため、拠点用、集約用ネットワーク機器を選定するにあたり、当該機器がどの程度のMACアドレス数を学習する必要があるか知る必要がありますが、提案前に知る術があるという理解でよろしいでしょうか？その場合、どの文章が適切かご教授ください。	要件を明確にするため	学習するMacアドレスの総定数を示す資料はありません。 参考情報として申し上げると、本調達で構築するGSS-EPで使用する予定のGSS端末は12000台程度であり、vN1上で動作する部局LANの合計利用者数は、約47000人（端末数と等しくない）程度の利用者がおります。上記状況を踏まえた、ご提案を頂ければ幸いです。
35	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2	20	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラブルフィック監視に対応すること。Syslogでのログ出力が可能であること。NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、拠点ネットワーク機器が冗長構成となる大規模拠点・中規模拠点については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる拠点ネットワーク機器は双方監視対象です。
36	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.3.2	17	1	3.1監視体制に記載されている通り、今回導入されるすべての機器は24時間遠隔監視の対象になるという認識です。「SNMPによるトラブルフィック監視に対応すること。Syslogでのログ出力が可能であること。NTPやSNTPによる時刻同期が可能であること」という要件につきまして、冗長化される基幹部については、アクティブ機、スタンバイ機双方を監視対象にする必要があるという認識でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	冗長構成となる基幹部は双方監視対象です。
37	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	10	2	2.3.2	6	1	「構成上、制御通信や独自プロトコルなどでタグ VLAN を使用する場合、そのタグ VLAN の番号は、2~4000 以外を使用すること。」とあります、タグ VLAN(IEEE802.1Q)としてこの番号が使われなければ問題ないと教えてよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	ご認識のとおりです。
38	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」と記載がありますが、これは、5GHz帯(Wi-Fi6E 6GHz帯)と2.4GHz帯を同時利用したときの消費電力でしょうか。	要件を明確にするため	本調達で求める要件を満たす条件下において、PoE(15.4W)での稼働を推奨するという趣旨です。
39	質問	要件定義書	20	2	3	6.2	1	3項目に「消費電力は、要件を満たす条件下で、15.4W 以下の稼働を推奨する。」と記載がありますが、これは、5GHz帯、Wi-Fi6E 6GHz帯と2.4GHz帯を同時利用したときの消費電力でしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	本調達で求める要件を満たす条件下において、PoE(15.4W)での稼働を推奨するという趣旨です。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
40	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	3.2	10	2	<p>【要件定義書上の記載】 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」</p> <p>【質問】 この推奨要件に対する採点はどのような考え方で行われる予定でしょうか。PoE+利用製品においても、その規格最大まで電力消費するわけではなく、数Wの違いで大きな採点となることを懸念しております。</p>	要求要件を明確にするため	本公告にて総合評価基準書をご確認願います。
41	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	2.4.2.	①、②	1	<p>集約用ネットワーク機器、拠点ネットワーク機器で提案されるWANルータと 基幹部、末端部、Wi-Fi部として提案されるL3/L2スイッチや無線APなどは、管理装置がそれぞれ個別に用意されることが一般的です。 統合管理監視システムとして要求される要件についても、2.4.2①と 2.4.2②とはそれぞれ個別のシステムを提案することで差し支えない でしょうか？</p>	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。
42	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	15	2	2.4.2.	⑦	1	<p>「GSSDC 内での冗長構成やGSSDC 間での冗長構成が取れるこ と。」とあるが、GSSDC間で冗長構成をとれていれば、双方の GSSDCに装置が設置されるため、装置としての冗長性も確保するこ とができます。そのため、GSSDC間で冗長構成を取り、装置として の冗長性も確保される場合は、GSSDC内の冗長構成は必須ではな いと捉えてよろしいでしょうか？</p>	要件を明確にするため	システム構成に応じた適切なご提案をお願いします。
43	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	3	1	1.3	(2)		<p>【要件定義書上の記載】 「返入日から借入期間終了までの間、本システムを稼働させるために 必要な費用を含めるものとし、借入終了時に必要となる撤去費用は含 まない。」</p> <p>上記のように記載がございますが、撤去作業を業務範囲には含めない という認識でよろしいでしょうか。</p>	見積範囲に影響があるため。	借入終了時の撤去作業は業務範囲に含まれませんが、構築期間中（令 和7年度末まで）に拠点の移転又は廃止があった場合、機器の移設及 び撤去作業は本調達に含まれます。
44	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3	1	1	短期利用拠点は、1年前後の利用に限定と記載がございますが、運用 期間中に発生する撤去作業や産業廃棄物処理等は、本調達外との認識 でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	短期利用拠点に限らず、構築期間中（令和7年度末まで）に拠点の移 転又は廃止があった場合、機器の移設及び撤去作業は本調達に含まれ ます。
45	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	2.2	2.2.1	2	<p>【要件定義書上の記載】 「なお、別紙2に記載している情報は令和7年3月末時点の情報（本 年9月現在見込み）であり、今後、 拠点の統廃合や接続方法の変更が行われる可能性がある。1年前後の 短期利用拠点があることにも 留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応することができるよう に備えること。」</p> <p>【質問】 拠点の統廃合や接続方法の変更是、各拠点の庁舎内のネットワーク構 築作業の期間中が対象であって、構築完了後の保守期間は対象外であ るという認識でよろしいでしょうか。</p>	見積範囲に影響があるため。	要件定義書に記載のとおり、既に予定されている令和6年度令和7年 度の拠点移設対応を含め、契約期間中の変更には本契約内で対応でき るように備えることとしております。契約期間中において、大規模な 拠点の統廃合や接続変更が発生する場合は、デジタル庁と対応につ いて協議することになります。
46	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	2	1	3	(1)	2	<p>【要件定義書上の記載】 「契約形態は借入とし、借入期間（撤去期間は含まない）は、ネット ワーク機器導入から令和 10 年 9 月 30 日までとする。」</p> <p>【質問】 現時点で想定される将来の使用スケジュール（延長使用/入替等）は ござりますでしょうか？</p>	想定される将来の使用スケジュール(延長使用/入替等)を理解するこ とで、幅広い提案が可能になると考えたため。	借入期間は、仕様書に記載のとおりです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
47	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	5	1	1.2.5		1	「また、閉域モバイルアクセスの機能も有し、出入国管理システムの業務端末にUSBドングルを接続することにより、モバイル通信でN2にアクセスすること可能としている。」とあるが、USBドングルの通信については、閉域網のため、暗号化不要という理解でよろしいでしょうか？もしくは、USBドングルに暗号化機能がない場合、別途USBドングルの通信を暗号化するための仕組みを導入したほうがよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	USBドングル自体に暗号化機能は不要です。
48	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.2.2.1	(8)	1	「暗号化方式：CRYPTREC の電子政府推奨暗号リストに定めるところの暗号方式（例：AES128 ピット）若しくはそれに準じる強度を有する暗号化方式」とあるが、この処理能力には、GSS-EPだけでなく、vN1やvN2の転送用に必要な処理能力も含まれているという認識でよろしいでしょうか？もしくはGSS-EP用のみで、vN1やvN2の転送用の処理能力は本項目に記載の処理能力に追加する形で考慮する必要がありますでしょうか？	要件を明確にするため	GSS-EP,vN1,vN2全ての通信を含めて定めた要件となります。
49	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	12	2	2.2.2.1	(21)	1	「想定される小規模・中規模・大規模・集約拠点向けLAN（内部ネットワーク側、オーバーレイ側）インターフェースのメディア要件とインターフェース数要件は以下のとおりとする」とあるが、ここに記載されているインターフェース数は、GSS-EP用に必要なインターフェース数が記載されており、vN1やvN2を接続するためのインターフェース数は含まれていないという理解でよろしいでしょうか？	要件を明確にするため	GSS-EP,vN1,vN2全てのインターフェースを含めて定めた要件となります。
50	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	17	2	2.3.3.1		1	「vN1 が構成される拠点に関しては、個別システムが接続される。これらのシステムに対しては、必要な接続口（スイッチポート）を提供するのみで良く、LAN ケーブルの敷設を要しない。各システム接続に必要なポート数は、別紙2の「個別システム接続ポート数」を参照すること」とあるが、これは別紙2の「個別システムネットワーク機器」のLAN側のポート数だと認識している。しかしながら、別紙2において、「個別システムネットワーク機器」の数量が〇であるにもかかわらず、「個別システム接続ポート数」が1以上である拠点については、拠点ネットワーク機器やフロアスイッチ等の別機器に接続されるという認識でよいか？	要件を明確にするため	「個別システム接続ポート数」が1以上である拠点については、「個別システムネットワーク機器」の設置が必要です。「別紙2_拠点一覧」について修正いたします。
51	質問	調達仕様書別添資料1 要件定義書	24	2	2.4.1		1	「また、省内ネットワークシステムにおける基幹部、末端部、Wi-Fi 部の各機器も、構成管理や稼働監視等がGSSDC から実施できることとして、これらの管理・監視用の機器からなるシステムを統合監視システムとする。」とあるが、個別システムネットワーク機器についても、統合監視機器の監視対象にあるという理解でよいか？	要件を明確にするため	監視対象となります。
52	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	6	1	3	2	1	「統合WAN(N1)の代替えとなり、」と記載がございますので、N1自体も、アンダーレイネットワークとしても使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	N1は現行NWのWAN回線であり、本調達で構築したNWへ移行完了した後は使用されません。
53	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	6	1	3	3	1	「統合WAN(N2)の代替えとなり、」と記載がございますので、N2自体も、アンダーレイネットワークとしても使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	構成を把握するため。	N2は現行NWのWAN回線であり、本調達で構築したNWへ移行完了した後は使用されません。
54	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	2	3	1	数拠点、統合WANからの移行が指示されていますが、指定された拠点以外の拠点のネットワークは、新旧並行で移動し、お客様の任意のタイミングでGSSのネットワークへ移行されるとの認識でよろしいでしょうか。	仕様を明確化させるため。	指定された拠点以外の拠点のネットワークは今後設計される移行計画に基づき移行していく想定です。
55	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	2	3.1(3)	1	「N1事業者と連携して」と記載がございますが、ここでいうN1事業者とは、N1の回線業者のことでしょうか。それとも、N1の回線に付随する拠点内LANを構築した業者のことでしょうか。	ステークホルダーを明確化させるため。	N1の回線業者を指します。
56	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	2	3.2(3)	1	「N2事業者と連携して」と記載がございますが、ここでいうN2事業者とは、N2の回線業者のことでしょうか。それとも、N2の回線に付随する拠点内LANを構築した業者のことでしょうか。	ステークホルダーを明確化させるため。	N2の回線業者を指します。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
57	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	17	2	3	1	1	短期利用拠点について、フロアレイアウト等資料がないため、どの程度の寸法の部屋なのか提示いただきたい。	拠点の状況が見積りに影響するため。	現時点では要件定義書記載以上のご提示できる情報はございません。
58	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	18	2	3	3.3	1	個別システムの接続について、「同じ執務室内で個別システムが離れて設置されている場合及び個別システムが異なる執務室やフロアに離れて設置されている場合がある。」とのことだが、資料閲覧で個別システムが離れている執務室か判断できる資料などをご提示いただきたい。	拠点の状況が見積りに影響するため。	「個別システム」は「現行WANスイッチ」の誤認のため要件定義書を修正します。 現行統合WANスイッチ付近と想定される適切な場所にLANケーブルの差込口を設置いただく必要がありますが、現行統合WAN機器の設置場所については本公告の「別紙2_拠点一覧」及び閲覧資料をご確認ください。
59	質問	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	22	22.25	2	【要件定義書上の記載】 (1) 各オーバーレイネットワークはそれぞれ独立しており、相互に疎通性を持たないことが原則だが、GSS-EPとvN1の間では、特に指定された通信に限り、相互通信可能のこと。対象の通信に関しては、当庁に確認すること。 【質問】 「指定された通信」の内容が読み取れなかったのですが、IPアドレスやポート番号で特定できる理解でよろしいでしょうか。	提案構成及び見構内容に影響があるため。	ご想定の内容に加え、プロトコルの情報も併せて対象通信を特定する想定です。
60	質問	要件定義書	9	2	2	1	1	要件上はFW等の導入は不要となっていますが、全国網サービスはパブリックネットワークと定義しているのにに対し、通信の暗号化のみで侵入検知防御等のセキュリティ対策は不要で問題ないでしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	当該全国網は、インターネットなどと接続しておらず、また、閉域内通信は、機器のWAN機能における通信制限などで、十分と考えております。また、アンダーレイ通信は暗号化されており、実トラフィックはオーバーレイを透過することで経路も秘匿化されること、且つGSSはゼロトラストアーキテクチャを基に構成されているため、特に問題ない認識です。
61	質問	要件定義書	9	2	2	1	1	モバイルサービスがGSSのNWに接続するポイントはGSSDCの中継ゲート機器となる認識で合っていますでしょうか。また、モバイルサービスを利用した場合、東西拠点に関係なくTYO2にアクセスする想定でしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	モバイルサービスの接続ポイントは、TYO5が主で、モバイル事業者の大規模障害に応じて、OSA1へ切り替える予定となっております。相互接続点からは、他GSSDCへ3/L2ルーティング等にて延伸することが可能です。
62	質問	要件定義書	10	2	2	2.1(1)	1	全国網サービスで提供される回線は10Gbps又は1Gbpsのベストエフォートと想定してよろしいでしょうか。また、実際のスループットでどの程度速度が出ているかをご回報ください。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	全国網サービスで提供される回線は、10Gbps又は1Gbpsのベストエフォートになります。 実際のスループットについては、本公告の閲覧資料をご確認ください。
63	質問	要件定義書	10	2	2	2.1(4)	1	「当庁から提供する広域回線開通において、拠点NW機器側にて試験に協力すること。回線事業者起因で再試験がある場合も本調達の費用に含むこと。」と記載がありますが、協力する試験及び再試験に関して、どの程度の作業・頻度を見込めばよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	試験については適切なご提案をお願いします。
64	質問	要件定義書	11	2	2.2	1	1	OSA2におけるハウジング等を提案するにあたり、OSA2の提供事業者との調整が必要になることを想定ですが、資料閲覧等により当該事業者の窓口等のご紹介いただると考えてよろしいでしょうか。	ハウジングの試算に必須のため、ご掲示願います。	本公告の閲覧資料をご確認ください。
65	質問	要件定義書	12	2	2	1(19)	1	「SNMPによるトラフィック監視に対応すること」とあります。トラフィック情報の取得単位や保存期間の要件はありますか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	トラフィックレポートについては、粒度を5分とし、保存期間を（1年）とします。なお世代管理として（3世代）を想定しています。
66	質問	要件定義書	12	2	2	2(18)	1	本項の接続時の要件として、PPPoE接続に対応する必要はありますでしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	PPPoEへの対応は必要ありません。
67	質問	要件定義書	12	2	2	2(20)	1	「ログファイル等SNMPでは得られない情報を標準的なプロトコル(scp, sync, httpsによるREST API等)により外部のシステムから定期的に取り出せる機能性を有すること。」とありますが、受注者側で準備するシステムでscpやsync等を利用可能な状態とし、外部システムから情報を取得するということをよろしいでしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	外部システムへput可能な状態として準備いただくことを想定しています。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
68	質問	要件定義書	17	2	3	1	1	「今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応することができるよう備えること。」とありますか、各拠点においてレイアウト変更などの程度の頻度で発生するかをご教示ください。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	当庁と協議の上、対応していただく必要がございます。要件定義書を以下に修正いたします。 「各拠点のプロトコル等については閲覧資料を参照すること。また、その後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応できるよう備えること。ただし、契約期間中において、拠点内の大規模なレイアウト等変更が発生する場合は、デジタル庁と対応について協議を行うこと。」
69	質問	要件定義書	17	2	3	2	1	「執務室や会議室等で接続される業務端末数やWi-Fiの信号強度、耐故障性に応じた台数が設置される必要がある。」とありますが、別紙2_拠点一覧にある「想定無線LAN AP総数」はフロアやそのフロアの収容人数等から算出された台数と考えてよろしいですか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	フロア図及び端末数から算出した想定AP台数となります。
70	質問	要件定義書	17	2	3	2	1	エッジスイッチから執務室への有線配線において、複合機への配線も本調達内実施する認識でよろしいでしょうか。また、その場合、拠点ごとの複合機台数をご提示いただけますでしょうか。	工事規模確認のため、ご掲示願います。	複合機への有線LAN配線も、本調達に含まれます。台数等については、閲覧資料にてご確認願います。
71	質問	要件定義書	22	2	3	6.2	1	4項のBに記載されている利用者認証で使用するAzure Active Directoryの調達、構築は本調達の範囲がという認識でよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	質問文が欠けており、回答出来ません。
72	質問	要件定義書	24	2	3	6.2	1	9項に「当庁は、仮想化基盤により～仮想サーバを提供することができます」と記載がありますが、TYO2/OSA2の両方で仮想サーバの提供が可能な認識でよろしいでしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
73	質問	要件定義書	24	2	4	1	1	統合監視システムは、本調達の保守及び監視等で使用する想定でよろしいでしょうか。	運用監視要件確認のため、ご掲示願います。	ご認識のとおりです。
74	質問	要件定義書	27	3	-	-	1	監視・保守を提供するにあたり、GSS運用者との関わりはありますでしょうか。想定される体制図・フローをご教示ください。	責任分界点を明確にするため、ご提示願います。	GSS運用者との関わりはあります。仕様書に「受注者は、プロジェクトが円滑に実施されるよう、必要に応じて、担当職員とともに、情報システムの利用者、関係機関、関係事業者等と調整を行い、それぞれと設計内容について合意すること。」等と記載しているとおりです。
75	質問	要件定義書	29	4	3	-	1	コア抜きや防火壁への穴開けが必要になる箇所はどの程度になりますでしょうか。	工事規模確認のため、ご掲示願います。	本公告の閲覧資料や現地調査でご確認ください。
76	質問	要件定義書	24	2	3	6.2	1	9項に「当庁は、仮想化基盤により～仮想サーバを提供することができます」と記載がありますが、OSライセンスも含めて、ご提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	原則、OSライセンスは含まれません。
77	質問	要件定義書	25	2	4	2	1	稼働監視としてメール通知機能を利用する場合、既存のシステムを利用させていただくことは可能でしょうか。	NW構成検討のため、ご掲示願います。	一定の要件の元でメール送信機能の利用を希望する場合、MTAの提供が可能です。
78	質問	要件定義書	21	2	3	6.2	1	4項に関して、機器認証/利用者認証における認証レートの要求値を指定いただけますでしょうか。(秒間50ユーザ等)	NW構成検討のため、ご掲示願います。	秒間1ユーザ程度を想定しています。
79	質問	要件定義書	27	3	2	-	1	保守で利用する端末に関して、アンチウイルスやEDR、操作ログ取得等の要否等のセキュリティ対策要件を明示いただけますでしょうか。	用意する環境、セキュリティ要件により、提案するサービスに差異があるため、ご掲示願います。	仕様書7.6 セキュリティに関する事項の記載に準じた対応をお願いします。
80	質問	要件定義書	27	3	2	-	1	貴庁に仮想化基盤上で仮想サーバを提供いただいた場合、仮想サーバ障害の際のバックアップからのリストア作業等の復旧対応は受注者の作業範囲外との認識でよろしいでしょうか。	費用積算の範囲を明確にするため、ご掲示願います。	仮想化基盤をご利用いただく場合は、障害時の復旧においてもご協力いただく想定です。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
81	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	「想定回線種別（注1）」に関して、注1に「光ケーブルを敷設する場合は予備芯についても準備すること。」と記載がございますが、光の回線敷設作業自体は、別の調達案件と理解しております。この注1は、本調達とは関係ないとの認識でよろしいでしょうか。	調達範囲に影響を与えるため。	構内配線が必要な場合には、本調達の範囲に含まれます。「別紙2_拠点一覧」の注釈場所については修正します。
82	質問	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	拠点一覧の「移転予定あり」拠点について、資料閲覧の際に、移転の時期や移転先の平面図・プロット図など参考資料を閲覧することは可能でしょうか。	拠点の状況が見積りに影響するため。	本公告の閲覧時点で情報提供可能な拠点については、ご確認いただけます。
83	質問	別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	1	ライセンスの購入数を決定する上で、利用者数を確定させる必要があります。利用者数は拠点一覧に記載済みの利用者数の総和でよろしいでしょうか。	責任分界点を明確にするためご提示願います。	現時点のGSS端末利用者数の総和はご認識のとおりですが、一時に超過する場合は許容するライセンス体系でのご提供をご検討をお願いします。「別紙2_拠点一覧」の項目名「利用者数」は「GSS端末利用者数」に修正します。
84	意見	O1_調達仕様書（案）	6	2	19	-	4	業務日外及び業務時間外で作業（配線、機器設置）を実施する際、受注者側で警備員を立てる等の措置をとる必要はございますでしょうか。	見積りに影響するため。	民間ビルの場合は警備員を立てる等の措置を取っていただく場合ございます。
85	意見	O1_調達仕様書（案）	6	2	19	-	4	業務時間内で作業可能なエリア、不可エリアを事前にご提示いただくことは可能でしょうか。	見積りに影響するため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
86	意見	O1_調達仕様書（案）	7	4	1	1	4	本記載の「回線敷設」は具体的に何を指しておりますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	各拠点のネットワークを構築するためのケーブル敷設を含みます。
87	意見	O1_調達仕様書（案）	13	6	2	19	4	執務室は法務省様の職員の方がいる部屋と理解しておりますので、執務室は全拠点に存在するという認識でよろしいでしょうか。また、平日日中帯での作業が可能な拠点を把握されていましたら、ご教示いただけますでしょうか。	見積りに影響するため。	一部、執務室のない拠点もございます。なお、拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については、閲覧資料をご確認ください。
88	意見	O1_調達仕様書（案）	13	6	2	1619	4	工事ではなく現地調査等を行う場合は、拠点からの特段の要請がない限り、業務時間中に実施できる想定でよろしいでしょうか。	作業時間帯を明確にするため。	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。
89	意見	O1_調達仕様書（案）	15	6	3	(1)②X	4	「GSS構築に当たり、セキュリティ要件を「セキュリティ共通設計書」として定め、提出すること。」 上記ご要件につきまして、「セキュリティ共通設計書」を資料閲覧などでサンプルを開示いただくことは可能でしょうか。	仕様に沿ったご提案をするため。	資料閲覧等でサンプルを開示する予定はありません。
90	意見	調達仕様書（案）	22	7	1	(4)	1	統括責任者に求める以下の ii～ivの要件は、本案件の性質や規模と比較して過大と考えます。緩和いただけますでしょうか。 ii キャンバス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iii キャンバス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 iv キャンバス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。	本案件はNW機器の設計、構築及び現地展開作業を含む、NWインテグレーションが主要件であると認識しており、刷新検討や最適化、ガイドライン策定等の業務とは性質が異なるものと考えるためです。また、本調達の範囲では「」の要件で必要な統括責任者を配置できる認識です。 ii～ivについては要員の単価増につながります。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
91	意見	調達仕様書（案）	23	7	1	(4)	1	プロジェクト管理者に求める以下の iii～vの要件は、本案件の性質や規模と比較して過大と考えます。緩和いただけますでしょうか。 iii キャンバス規模のネットワークに係る大規模なプロジェクトで、要件定義業務又は工程管理業務の実績を有すること。 iv キャンバス規模のネットワークに関する刷新検討業務又は最適化計画策定業務の実績を有すること。 v キャンバス規模のネットワークに関する業務継続計画策定業務又はガイドライン整備業務の実績を有すること。	本案件はNW機器の設計、構築及び現地展開作業を含む、NWインテグレーションが主要件であると認識しており、刷新検討や最適化、ガイドライン策定等の業務とは性質が異なるものと考えるためです。また、本調達の範囲では「」の要件で必要なプロジェクト管理者を配置できる認識です。 iii～vについては要員の単価増につながります。	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
92	意見	調達仕様書（案）	24	7	3	(5)	1	「閲覧資料を確認の上、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。調査の結果、石綿がある拠点については、適切な対策を講じた上で工事を実施すること。」とありますが、該当拠点の事前調査及び工事は調達範囲外としていただけないでしょうか。	石綿に関する工事は、電気通信工事ではなく建設工事として建物側で対応することが一般的と考えます。	法令順守及び本業務に従事する要員の安全・健康を確保することを必要とするため、調査については実施願います。「調査の結果、石綿がある拠点については、汎回等石綿の影響を受けない工事を提案すること。工事に当たって汎回等ができる場合にその理由と代替策について当庁に報告すること。」と仕様書を修正し、工事は別調達となります。また、ご意見の理由を踏まえ、「電気関連の設備工事は、「国土交通省・電気通信設備工事共通仕様書」に基づき実施すること。」と仕様書に追記します。
93	意見	O1_調達仕様書（案）	24	7	3	5	4	「閲覧資料を確認の上、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。」につきまして、アスベスト調査における分析すべき候体数は、何様体と想定すればよろしいでしょうか。また、含有時の除去、産廃費用も含む必要がありますがございますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	分析すべき候体数は、閲覧資料や当該建物の現況等を踏まえ適切にご判断願います。「調査の結果、石綿がある拠点については汎回等石綿の影響を受けない工事を提案すること。工事に当たって汎回等ができる場合はその理由と代替策について当庁に報告すること。」と仕様書を修正し、工事は別調達とします。
94	意見	O1_調達仕様書（案）	24	7	3	5	4	「閲覧資料を確認の上、必要に応じて、受注者は工事前に石綿調査を実施すること。」につきまして、閲覧資料には石綿調査が必要な拠点の記載がある理解でよろしいでしょうか。それとも全拠点で石綿調査は必要となりますでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	閲覧資料には当庁が把握している限りの参考情報を掲載する予定ですのでご確認願います。その上で、調査が必要な拠点について実施していただけます。
95	意見	O4_別添資料2. SLA項目一覧	3	2	2	-	4	仮想サーバーの保守における責任分解点に関して、対象となる障害に「・監視サービス障害(仮想化基盤、仮想シン、運用接続 FWなど)」と記載がありますが、障害の切り分け作業については受注者の作業範囲となりますでしょうか。責任あるいはその他保守事業者様による切り分け作業となりますでしょうか。	保守運用における役務提供範囲を明確にし、コストを最適化するため。	明らかに構築事業者の責による障害と認められる場合は、受注者の対応となります。
96	意見	O4_別添資料2. SLA項目一覧	4	2	3	9	1	大規模障害の平均1時間以内に復旧というSLAは、対象拠点は全拠点でしょうか。例えば離島などの遠隔地など、拠点の環境に応じた条件緩和は可能でしょうか。	効率的な保守運用体制をご提案するため。	仕様書のとおり対象拠点は全拠点となり、離島であっても同様に対象となります。
97	意見	O4_別添資料2. SLA項目一覧	4	2	3	9	1	SLAを遵守することを目的に、障害復旧作業の一部を現地拠点担当者様に作業代替していただく提案は、ご要件を満たしますでしょうか。	効率的な保守運用体制をご提案するため。	ご提案いただいた内容によります。
98	意見	O4_別添資料2. SLA項目一覧	5	2	3	-	4	障害通知時間の目標値に15分以内と設定されている障害がございますが、通知方法についてはいずれの場合もメール通知で要件を満たしますでしょうか。	仕様に沿ったご提案をするため。	状況に応じて適切な連絡をお願いいたします。
99	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	2.2.1.	8	4	「(8) 拠点用ネットワーク機器は、別紙2に分類される地方等拠点の規模等（小規模・中規模・大規模・短期利用拠点）に応じた機器選定を行い、中規模及び大規模においては、冗長構成として導入すること。」 上記、ご要件につきまして、小規模拠点は冗長構成が必須ではないという理解でよろしいでしょうか。 必須ではない場合、拠点一覧の拠点ネットワーク機器数が2とされている小規模拠点においては1台はコールドスタンバイ機とシングル構成が許容されますでしょうか。	機器構成明確にし、運用コストを最小化するため。	「(8) 拠点用ネットワーク機器は、別紙2に分類される地方等拠点の規模等（小規模・中規模・大規模・短期利用拠点）に応じた機器選定を行い、中規模及び大規模においては、冗長構成として導入すること。また、小規模拠点においても、重要な個別システムが設置されている等で冗長構成が必要な場合がある。対象の拠点は別紙2で確認すること。」と記載しています。冗長構成が必要な小規模拠点もございますので、「別紙2_拠点一覧」を御確認願います。
100	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1	-	4	「汎用キーではないキーにて施錠可能なラック等に」との記載について、これは既設のラックのキーのことをさしていると理解しておりますが、新設するラックのキーについても、一般的な汎用キー（N200番）以外を用いるという理解でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。
101	意見	別紙1.要件定義書	8	2	2	2	1	「23 既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2 エクステンションに対応していることを推奨する。L2 エクステンションとは以下の機能要件をみたさなければなりません。」 という要件について。 本要件の加点の割合を少なくしていただけないでしょうか。	対応できるメーカーが限られているため、加点の割合が極端に多いと、製品の限界につながる可能性があるため。	本公告にて総合評価基準書をご参照願います。なお、本調達においては、当該ネットワーク機器の複雑性及び重要性を鑑み、また、既存個別システムなどの円滑な移行のために、拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2 エクステンションに対応していることを必須要件としております。ただし、対応に当たっての詳細要件のうち、一部は推奨要件（加点対象）となります。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
102	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、PoEかPoE+という論点だけではなくPoE+においても夜間で提供アンテナ放熱を遮らすなど、消費電力削減に寄与する方法はございます。よって、下記に変更するのいかがでしょうか。 「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働、あるいはPoE+と無線サービスを止めずに消費電力削減可能な機能を組み合わせた稼働を推奨する。」	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
103	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器はかなり限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけないでしょうか。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
104	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.3.2	10	1	「消費電力は、要件を満たす条件下で、PoE(15.4W)での稼働を推奨する」との記載がございますが、本仕様の要件を満たした上でPoE(15.4W)で動作可能な機器は非常に限定的です。提案可能な機器の選択の幅を広げるためにも、本仕様を緩和いただけないでしょうか。	要件を明確にするため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
105	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	20	2	3.6.2.	3	4	「消費電力は、要件を満たす条件下で、15.4W以下での稼働を推奨する。アクセスポイントは、内蔵アンテナ方式とすること。」 上記要件につきまして、推奨要件を満たせない場合における1台あたりの最大消費電力の想定がありましたらご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にし、製品選定を適切に行うため。	特段設定しておりませんが、極力省電力化を達成可能な機種の選定をご提案願います。
106	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	11	2	2.2.2.1	(11)	2	別紙2の小規模拠点には、想定回線種別は、「LTE+LTE」であり、かつ「冗長構成が必要ない小規模拠点」ではない拠点があります。このような拠点については、拠点ネットワーク機器が2つのSIMスロットを内蔵、もしくは外付ける必要があるという認識です。また、通常は一方のLTEのみを利用し、そちらの障害時のみ、もう一方のLTEを利用し、その切り替えは自動的に実施される必要があるという認識のため、下記の文言を追記されはいかがでしょうか? 「小規模拠点については、LTEを2回線を収容できるように、SIMを2スロット搭載できる内蔵、もしくは外付けてできる機器を選定すること。また、通常は主系のLTEのみを利用し、副系のLTEでは通信が発生しないようすること。主系のLTEと副系のLTEとの切り替えは自動的に実施されること。切り替えについては、冗長構成が必要な拠点についても同様に実現すること」	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
107	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	16	2	2.3.1		2	「小規模拠点においては、基幹部と2.2.2に述べる拠点用ネットワーク機器との接続を行う。小規模拠点の規模に応じて、「拠点用ネットワーク機器」に基幹部の機能を持たせても良い。また、中規模拠点以上においても、「拠点用ネットワーク機器」が「基幹部（コアスイッチ）」や「末端部（フロアスイッチ）」などの要件を満たすのであれば、統合してもよい。」とあるように、基幹部の機能などをついては、コアスイッチが設置されない拠点についても必要となる認識です。そのことを明記するために、2.3.2に下記の文言を追加されはいかがでしょうか? 「基幹部が設置されない小規模拠点や中規模拠点については、拠点ネットワーク機器、もしくは末端部の機能 2.6.1-6並びに2.6.1-7を実現すること」	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	2.6.1-6等、ご指定の項目がないため質問の趣旨が不明であり、回答できません。
108	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	8	2	2.2.2.	20	2	冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主系副系双方の機器で必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等については、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすること」を追記されはいかがでしょうか?	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
109	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	14	2	23.2.	17	2	冗長化されている機器については、Syslog監視やNTP同期は主系副系双方の機器で必要な認識です。そのことを明記するために、「Syslog監視やNTP同期等について、冗長構成の機器双方を監視と同期の対象とすること」を追記されではいかがでしょうか？	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
110	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	7	2	22.2.	13	2	「障害などで全国網アクセスサービスが一時的に利用できない場合、WWANインターフェースからモバイルアクセスサービスを経由して集約用ネットワーク機器との間でアンダーレイネットワークを構成できること。」とあります。モバイルアクセスサービスの通信データ容量が有限であり、有事の際に利用できない等を避けるため、全国網アクセスサービスが利用できる際にはモバイルアクセスサービス不要な通信が発生するることは避ける必要があります。そのため、下記の文言を追記されではいかがでしょうか？ 「全国網アクセスサービスが利用できる場合において、モバイルアクセスサービスに通信が発生しないこと」	GSSの品質を保つために必要な機能であるため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
111	意見	調達仕様書別添資料1 要件定義書	6	2	22.2	9	2	「また、拠点と集約用ネットワーク機器において、各拠点側のネットワーク機器は、以下の要件を満たす暗号化通信処理能力を満たさなければならない。」とあります。集約用ネットワーク機器については、処理能力の記載がございません。集約用ネットワーク装置については、当該機器に収容される拠点側ネットワーク機器に対して十分な処理能力を有している必要がありますと存じますので、下記の文言を追記されではいかがでしょうか？ 「集約用ネットワーク機器の処理能力については、当該機器に収容される拠点側ネットワーク機器の処理能力の総和以上となるようにすること」	要件を明確化するために必要な記載だと考えたため	ご意見を踏まえ検討した結果、原文のとおりとします。
112	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	17	2	3.2		4	複合機への配線も本調達内に実施する認識でよろしいでしょうか。 また、その場合、拠点ごとの複合機台数をご提示いただけますでしょうか。	見積範囲を明確にするため。	複合機への配線も本調達に含まれます。なお、複合機を含めた必要な有線配線数については、本公告の閲覧資料をご確認ください。
113	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	22.1.	6	4	「受注者は、GSSDCとして、東京第2データセンター(TYO2)及び大阪第2データセンター(OSA2)に、本サブシステムの機器を設置することができる。ただし、OSA2では、受注者は、ネットワーク機器部分を設置するハウジング等を提案に含めなければならない。当該ハウジング環境の提案に際しては、OSA2において当行が提携する事業者に相談を行うことができる。なお、ハウジングスペースのコストや電気代は受注者の負担となる。」 上記ご要件につきまして、電気代は受注者の負担と認識しておりますが費用算出に必要な情報は資料閲覧時に開示いただけますでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	OSA2提供事業者の窓口について資料閲覧にて御確認いただき、お問い合わせ願います。
114	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1	-	4	「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料も参照すること。ただし、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応することができるよう備えること。」と記載がございますが、構築完了後の保守期間内においても発生したレイアウト変更に対応する必要があるという理解でよろしいでしょうか。また、各拠点においてレイアウト変更がどの程度の頻度にて発生するかをご教示をお願いいたします。	見積範囲を明確にするため。	当行と協議の上、対応していただく必要がございます。要件定義書を以下に修正いたします。 「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料も参照すること。また、今後、各拠点内のレイアウト等は変更される可能性があることに留意し、契約期間中の変更には本契約内で対応する必要があること。ただし、契約期間中において、拠点内の大幅構造レイアウト等変更が発生する場合は、デジタルにて対応について協議を行うこと。」
115	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	29	4	3		4	コア抜きや防火壁への穴開けが必要になる箇所はどの程度になるかご想定をご教示いただけますでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	本公告の閲覧資料や現地調査でご確認ください。
116	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	5	1	2.6.	-	4	個別システムの移行において、受注者の導入機器以外にかかる設計および設定作業は本調達範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
117	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	9	2	2.1		4	「契約期間中の変更には本契約内で対応することができるよう備えること。令和6年度に予定されている拠点移設は、別紙2に示されている。令和7年度も同程度の拠点移設が見込まれているため、同程度の移設を想定して、本契約内で対応すること。」の記載について、物理的な移設作業や移設先での設備工事などは別調達との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本調達に含まれます。
118	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	10	2	.2.2.1	4	4	拠点LAN構築後の試験にはGSS端末が必要と認識しておりますが、拠点側の構築段階でGSS端末は各拠点に届いていない場合、弊社作業用PCを接続しての試験は可能でしょうか。あるいは弊社作業用PCはゲスト用のSSID以外には接続不可でしょうか。	要件を明確にするため。	想定される試験の内容によります。
119	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	2.2.1.	7	4	「ネットワーク機器は、地方等拠点に設置する「拠点用ネットワーク機器」及び GSSDC に設置する「集約用ネットワーク機器」で構成しなければならない。」 上記ご要件につきまして、拠点間通信はGSSDCを経由せず、網内折り返し可能でしょうか。帯域設計にかかるため、ご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にし、機器選定を適切に行うため。	全国網内は折り返し通信可能です。
120	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	2.2.1.	8	1	WAN帯域として500Mbps以上の処理能力が求められる中規模拠点の中にはLTE回線を利用する拠点が存在すると認識しております。LTE回線は一般的に500Mの回線帯域を提供できないため、LTEをWAN回線とする拠点ネットワーク機器については実効帯域としてWAN500Mbps対応の機器ではオーバースペックになると考えております。専用線やフレッツ回線を利用するメイン側の機器よりスペックの低い機器の提案も本要件を満たす理解でよろしいでしょうか。	要件を明確にし、適切に製品選定を行うため。	ご提案の内容を踏まえ、要件定義書を修正します。
121	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	11	2	2.2.1.	9	4	「全国網サービスを経由して、東日本地域及び西日本地域の単位で各地域の集約用ネットワーク機器にアンダーレイ通信を集約化すること。」 上記ご要件につきまして、東日本DCが災害等で通信不可となった場合は、東日本地域の拠点が西日本DCへアクセスする通信経路は提供される認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識の通りです。
122	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	12	2	2.2.1	20	4	「SNMP では得られない情報」はどのようなものを想定されておりましょうか。アクセスポイント経由の認証エラー時の切り分け目的の認証ログ等でしょうか。明確に想定するものがございましたらご教示お願いいたします。	効率的な保守運用体制をご提案するため。	機器などがSNMPでは提供できない情報のことを持ちます。
123	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	12	2	2.2.1.	20	4	「(20) ログファイル等 SNMP では得られない情報を標準的なプロトコル (scp,rsync,https による RESTAPI 等) により外部のシステムから定期的かつ自動的に取り出せる機能性を有すること。」 上記要件のrsyncやSCP等という点につきまして、rsyncあるいはSCPのいずれかにて実現可能である場合は本要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	要件を明確にし、コストを最小化するため。	ご認識のとおりです。
124	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	12	2	2.2.1.	21,22	4	(21)(22)において集約拠点のLAN側、WAN側のインターフェースの要件について必要ポート数の記載がないため、最低必要数をご教示いただけますでしょうか。	要件を明確にし、機器選定を適切に行うため。	集約拠点機器のインターフェース数は、ご提案によるものと推察しています。一方で、デジタル庁側としてはDCの中継ゲートウェイ機器から取り出せるネットワークのインターフェース数は、仕様上、2+2と定義しておりますので、中継ゲートウェイ機器に対しそれ以上の接続が必要となる場合は、仕様要件の2.4.2.(⑩)に定めるところのスイッチングパネルの増設などによって、中継GW機器との接続を行う必要があるものと想定しています。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
125	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	12	2	2.2.1	22	4	GSSDCには、専用線の回線終端装置が複数台設置される想定であります。集約用ネットワーク機器はそれらの専用線全てと接続する必要がありますが、集約用ネットワーク機器のWAN側に各専用線を収容するスイッチを設置することは仕様上許容されますでしょうか。	構成を正しく把握し、必要機材の選定条件で必要なため。	要件を満たすご提案であれば許容されます。詳細構成については、ご提案をお願いします。
126	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	13	2	2.2.1	23	4	「拠点用ネットワーク機器と集約用ネットワーク機器がL2 エクステンションに対応していること」と記載ありますが、広域ネットワークシステム単体で実現する必要がございますでしょうか。	省内ネットワークシステムにおけるスイッチとの連携による実装を想定しているため。	単体・複数はさだめていないため、おっしゃるような制限はありません。
127	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	2	3	4	移行設計を行うにあたり、統合WAN、N1、N2それぞれの機器に対してログインし設計を確認したいと考えておりますが、機器の設定情報をご開示いただかず、もしくは閲覧権限が付与されたログインアカウントを作成いただることは可能でしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	設定情報については契約後に開示する予定です。
128	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	2	3	4	各拠点における広域基幹ネットワークシステム、および省内ネットワークシステム構築が完了し受注者による試験が完了した時点で当拠点における構築作業は完了すると考えておりますが、よろしいでしょうか。また、既存統合情報基盤からGSSへの移行作業は本調達の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本調達で構築されるNWを運用するために必要な移行作業は、本調達に含まれます。
129	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	15	2	3		5	「短期利用拠点・小規模拠点については、600W (100V/6A) の電源があることを想定し、その範囲内で稼働することができる提案を行なうこと。また、中・大規模拠点については、基幹部設置場所においては、2,000W (100V/20A) 又は、200V/10A) を1回路として最大6回路、それ以外の設置場所においては、2回路の電源があることを想定し提案すること」の記載について、新設するラックの場所に必要な電源が整備されている前提と理解してよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
130	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1.	-	4	「既設のラック等に機器が設置できない場合は、新たにラックを設置する必要があります、別紙2記載の拠点番号1番及び482番以外の拠点は、新たにラックを設置する必要があります。」 上記ご要件につきまして、ラックの空き状況と電源の空き状況を開示いただけますでしょうか。	新規にラックを設置する必要がある場合、見積に影響があるため。	別紙2記載の拠点番号1番及び482番については必要なラックを用意します。 その他の拠点は、全て新たにラックを設置する必要があり、既存ラックは使用できません。 電源の空き状況については本公告の閲覧資料をご確認ください。
131	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.2	-	4	「Wi-Fi 部は、執務室や会議室等に設置されるWi-Fi アクセスポイントから構成され、業務用端末とエッジスイッチ間の接続を担う。なお、執務室や会議室等で接続される業務端末数やWi-Fi の信号強度、耐故障性に応じた台数が設置される必要がある。」 無線APの台数は、フロア図やそのフロアの収容人数等から受注者にて再算出したものを本番導入台数とする認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。
132	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.2.6	6	4	「サイトサーバイなど直接調査に基づく提案も行うこと。」 本要件は受注者にてサイトサーバイを行なうものと認識いたしました。本調達時に資料閲覧にてご開示いただけるフロア図及び無線APの設置位置はサーバイ実施済みの情報でしょうか。	受注者によるサーバイの範囲を明確にするため	サーバイ未実施です。
133	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1	-	4	本対応でAPI以外の有線接続が必要な端末数をご提示いただくことは可能でしょうか。	見積に影響するため。	本公告の閲覧資料をご確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
134	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1	-	4	ネットワーク機器を納めるラックについて、固定方法についてご指定ございますでしょうか。	見積に影響するため。	提案機材を必要十分に収容できるラックをサービス提供に支障が無いように、転倒防止に配慮した取り付けを想定してご提案ください。
135	意見	'O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	2	3.1	-	4	「配線は物理的な切断等から保護される必要がある」と記載がありますが、天井裏や床下などを除く、露出部を配線保護材(モール等)で保護すればよろしいでしょうか。	見積に影響するため。	ご認識のとおりです。
136	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	16	3	1	-	4	「各拠点のフロアレイアウト等については閲覧資料を参照すること」と記載がありますが、受注時にレイアウト図はCADデータやDF等のデータでいただける認識でよろしいでしょうか。	見積に影響するため。	資料閲覧時と同様の形式(PDF等)で共有予定です。
137	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	18	2	3.3.3	-	4	個別システム用スイッチと個別システム間のケーブル提供、配線作業は本調達の範囲外という認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
138	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	21-23	2	3.6.2.	4	4	「Wi-Fi 部及び末端部においては、業務端末等のホスト機器が接続承認された機器であることを認証する「機器認証」及び接続された機器上の利用者を認証する「利用者認証」の機能性を有していないければならない。」 上記ご要件につきまして、利用者認証及び機器認証の対象となるのは「GSS-EP 接続拠点」のみの認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にするため。	ご認識のとおりです。
139	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	23	2	3.6.2	7	4	「Wi-Fi 部におけるアクセスポイントを管理するコントローラーなどを有する場合は、冗長構成とし、主系コントローラーの障害時は、クラウドアントなどの認証セッションを維持し予備系への切替ができること」と記載ありますが、東西のDC間でWLCコントローラの冗長構成が取れている場合、DC内ではシングル構成でも要件は満たすと考えてよろしいでしょうか。それともDC内でもWLCコントローラの冗長構成は必須となりますでしょうか。	要件を明確にするため。	東西DC間で冗長構成が取れている場合は、DC内でも冗長構成とする必要はありません。
140	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	23	2	3.6.2	8	4	「認証認可を担当機器などを有する場合は、冗長構成にて整備すること」と記載ありますが、東西のDC間で認証サーバの冗長構成が取れている場合、DC内ではシングル構成でも要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。それともDC内でも認証サーバの冗長構成は必須となりますでしょうか。	要件を明確にするため。	東西DC間で冗長構成が取れている場合は、DC内でも冗長構成とする必要はありません。
141	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	24	2	3.6.2.	9	4	データセンターに無線LANコントローラを設置する場合、貴庁よりご提供いただく仮想サーバに対し、無線LANコントローラの仮想版を構築するご提案は許容されますでしょうか。	要件を明確にし、製品選定を適切に行うため。	当該利用形態における仮想サーバの利用は許容しません。
142	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2	③	4	「個別のシステムとして GSSDC に設置され独立して稼働することができる、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」本要件に関して、SD-WAN の管理コントロールがインターネット経由のクラウドサービス上にある場合、本要件を満たしますでしょうか。なおISMAP登録済みのクラウドサービスの日本リージョン利用を想定しており、すべてのデータは日本国内に保存されます。	最適な構成にて提案を行うため。	統合管理監視システムに求める技術要件においての要件であるため、ご指摘の事項たる、SD-WANの管理コントロールとは、広域基幹ネットワークシステムの機能性と推察されますので、統合管理監視システムに求める技術要件に該当しない考えます。一方で、広域基幹ネットワークシステムや省内ネットワークシステムを統合して、クラウド上で構成することを前提とされている場合は、事業者等がISMAP認定クラウドサービス上に構築し、かつ、クラウドのアカウントがデジタル庁の管理下にある場合は問題ありません。 記載があいまいな点がありましたので仕様修正を行います。 要件定義書修正：「統合管理監視システムは、GSSDC上またはISMAP認定クラウド上にデジタル庁の管理下で構築かつ稼働すること。当該システムは管理・維持するための通信（例えば、ライセンスや管理者の認証・検証、セキュリティシグネチャやソフトウェアダウンロード、検体分析など）を除き、非ISMAP認定サービスとの通信を必要としないこと。また、当該システムの管理・維持するための通信ができない場合においても、稼働しないこと。」

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
143	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2	③	4	「個別のシステムとして GSSDC に設置され独立して稼働することができる、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」本要件に関して、SD-WANの管理コントロールが閉域網経由のクラウドサービス上にある場合、要件を満たしますでしょうか。なおISMAP登録済みのクラウドサービスの日本リージョン利用を想定しており、すべてのデータは日本国内に保存されます。	最適な構成にて提案を行うため。	前項の要件を満たすのであれば問題ありません。
144	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2	③	4	「個別のシステムとして GSSDC に設置され独立して稼働することができる、インターネット等を経由した外部サービスとの接続を必要としないこと。」本要件に関して、SD-WANの管理コントロールの認証が日本国外を経由する場合、仕様を満たしますでしょうか。なお、認証に係るデータは日本国内に保存されます。	最適な構成にて提案を行うため。	前項の要件を満たすのであれば問題ありません。
145	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2	③	4	統合監視システムの一部機能はクラウドサービス上のサービスを利用した場合仕様を満たしますでしょうか。なお、クラウドサービスはISMAP登録済みのサービス上に構築する想定です。	最適な構成にて提案を行うため。	前項の要件を満たすのであれば問題ありません。
146	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2	⑦	4	「故障時に備え、統合監視システム内の構成管理情報等のバックアップリストアが可能であること。故障や災害等に備え、GSSDC 内での冗長構成や GSSDC 間での冗長構成が取れること」と記載ありますが、東西のDC間で構成管理サーバの冗長構成が取れている場合、DC内ではシングル構成でも要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。それでもDC内でも構成管理サーバの冗長構成は必須となりますでしょうか。	要件を明確にするため。	東西DC間で冗長構成が取れている場合は、DC内でも冗長構成とする必要はありません。
147	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	25	2	4.2.	⑨	4	「⑨〇広域基幹ネットワークシステムにおける集約ネットワーク機器等において収集・保管される詳細なログデータを、標準的なプロトコル（scpsync, httpsによる REST API 等）で当庁が指定するログ収集サービスに転送することができるよう構成すること。」	要件を明確にし、適切に製品選定を行うため。	要件定義書に記載のとおりです。
148	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	1	-	4	「遠隔から 24 時間・通年体制で監視し、異常検出（障害発見）時は、当庁に連絡、エスカレーションを提供すること。」上記仕様につきまして、エスカレーション先は24時間体制となりますでしょうか。	故障検知時の通知方法を明確して効率的な運用体制をご提案するため。	本要件については、受注者の取るべき監視体制について定めたものとなります。
149	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	1	-	4	各拠点の機器での監視上で異常検出の場合、そのご連絡先は各拠点担当者様、貴庁、GSS保守業者様のどちらでしょうか。	故障窓口の運用者の要員(各拠点へ連絡の場合は多くの要員が必要)の検討にあたり必要な情報のため。	デジタル庁及び（デジタル庁から指示を受けた）運用事業者への連絡とエスカレーションを想定しています。
150	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	1	-	4	保守運用業務において統合管理監視サーバに対しアクセスするNWを独自に構築し、GSS-NWへ接続することは許可されますでしょうか。もし許容することが難しい場合には、インターネットVPN等での既設の接続環境をご提供いただくことは可能でしょうか。	効率的な保守運用体制をご提案するため。	保守用の回線は構築いただく想定です。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
151	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	2	-	4	「当庁から依頼を受けた上で行う、スタティックルートや新規セグメント追加等のルーティング設定追加やACL設定変更等の設定変更作業233件(件数は、H31年～R4年の平均値/1年)が毎年必要となる見込みである。」 上記仕様につきまして、設定変更作業の想定しているリードタイム(ご依頼から実施までの時間)をご教示いただることは可能でしょうか。	設定変更作業に伴う担当者の体制検討に必要な情報のため。	リードタイムは1か月程度を想定しています。
152	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	3	2	4	省内ネットワーク監視等の用途にて利用可能とされる貴庁の仮想サーバが障害等により動作不能、かつデータの復旧が不可となった場合、バックアップからのリストア作業等の復旧対応は受注者の作業範囲外との認識でよろしいでしょうか。	要件を明確にし、適切な運用体制をご提案するため。	仮想化基盤をご利用いただく場合は、障害時の復旧においてもご協力いただく想定です。
153	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	27	3	3.1.	-	4	「セキュリティ障害対応とは、本件調達における業務範囲内においてセキュリティインシデント(情報漏洩、ウィルス感染、貸与物の紛失等)が発生した際の対応、又は「3.1 監視体制」及び「3.2 保守体制」で検知した障害の切り分けの結果がセキュリティインシデントとなった場合において必要となる対応を指す。」 上記ご要件につきまして、ウィルス感染等を検知するためSOC等を用意する必要はございませんでしょうか。それとも受注業者内で起きた紛失等の対応のことになりますでしょうか。UTM等導入がなく、ヘルプデスク対応も要求仕様外の認識であります。	仕様に沿ったご提案をするため。	全てシステムで検知することを求める事はありませんが、「受注者のNW機器への不正アクセス・不正ログインの監視・検知」、「受注者の保守端末によるウィルス感染、情報漏洩」、「貸与物の紛失」は受注者にて検知されるべきものと想定しております。 上記による仕様への対応としてSOC体制を強制するものではなく、ご提案の範囲となります。
154	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	29	4	1		4	エッジスイッチから執務室への有線配線は本調達範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	本調達の範囲内です。
155	意見	O2_別添資料1及び別紙1. 要件定義書	29	4	3		4	「提案する構成において、什器設置や電源、ケーブルの増設や改修(コア抜き・防火壁への穴開け等)が必要となる場合は、これを費用に含むこととするが、」の記載がありますが、受注者で整備した範囲が対象であり、貴庁整備の電源等、また指定事業者等により電源設備の増設や改修の作業となった場合などの費用は本調達の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	ご認識のとおりです。
156	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-		4	表外に『(注1)光ケーブルを敷設する場合は予備芯についても準備すること。』とあります、想定回線種別(注1)には貴庁で契約されるアクセスサービスの種別が記載されており、アクセスサービスは本調達の範囲外の認識でよろしいでしょうか。	調達範囲を明確にするため。	全国網アクセスサービス及びモバイルアクセスサービスは当庁から提供しますが、フレッツ光への申込み作業などは本調達の範囲です。
157	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	13	-	-	-	4	拠点一覧の拠点番号の欄に参考と記載されている拠点の中で「令和6年度中に廃止予定」となっている拠点は既設拠点という理解でよろしいでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	ご認識のとおりです。
158	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	13	-	-	-	4	拠点一覧の拠点番号の欄に参考と記載されている拠点の中で「令和6年度中に新設・廃止予定」となっている拠点は令和6年度中に新設され、令和6年度中に廃止される拠点という理解でよろしいでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	ご認識のとおりです。
159	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	13	-	-	-	4	拠点一覧の拠点番号の欄に参考と記載されている拠点は機器情報が記載されておりませんが、機器導入予定がないという理解でよろしいでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	ご認識のとおりです。拠点移設(新設や廃止)の頻度を把握いただくために記載しています。
160	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-		4	「配線の難易度」で空欄の箇所について、内容をご教示いただけますでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	GSS-EPIに接続しない拠点は配線難易度を記載しておりません。各拠点の状況については閲覧資料にて御確認ください。

項	区分	文書名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種別	質問等	理由	回答
161	意見	O3_別添資料1_別紙2_拠点一覧	-	-	-	-	4	拠点ごとの工事可能時間等に制約等があればご教示いただけますでしょうか。	精緻な見積もりを作成するため	拠点担当者との調整になりますが、現時点の情報については閲覧資料をご確認ください。